

新潟市水道局総合評価方式技術評価委員会設置基準

(趣旨)

第1条 この設置基準は、新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領第4条第2項及び新潟市水道局建設コンサルタント業務総合評価方式試行要領第4条第2項の規定に基づき、技術評価委員会の設置等に関して必要な事項を定める。

(技術評価委員会の委員及び組織)

第2条 技術評価委員会の構成は、別表1のとおりとする。

- 2 技術評価委員会の委員長は、技術管理室長とする。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、事故等により技術評価委員会に出席できない場合、代理者を出席させることができる。
- 5 技術評価委員会には専門部会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。

(技術評価委員会及び専門部会の事務)

第3条 技術評価委員会は、次の事務を行う。

- (1) 総合評価方式の対象工事の審査に関すること。
 - (2) 技術資料の審査及び技術評価の決定に関すること。
 - (3) 総合評価方式の落札者決定基準等に関する検討を行うこと。
- 2 専門部会は、技術評価項目の採点など、技術評価委員会の事務を補佐する。

(技術評価委員会の開催及び議事の決定)

第4条 技術評価委員会は、委員長が必要と認める場合に委員長が召集する。

- 2 技術評価委員会は、技術評価委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 専門部会は、技術評価に際し、専門部会長が専門部会の中から3名を評価者に指名し、開催することができる。
- 4 技術評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決

する。

- 5 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を技術評価委員会に参加させることができるものとする。

(審査結果及び技術評価結果の提出)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の結果を経理課契約係に提出するものとする。

(秘密を守る義務)

第6条 技術評価委員会の出席者は、知り得た秘密を当該秘密が秘密とされている期間に限り、漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(技術評価委員会の事務局)

第7条 技術評価委員会に事務局を置き、その事務を総務部技術管理室が行う。

附 則

この基準は、平成21年1月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年10月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

技術評価委員会

所 属 名	技術評価委員会	
技術管理室	委員長	室 長
計画整備課	委 員	課 長
管路課		課 長
給水装置課		課 長
浄水課		課 長
中央工事事務所		所 長
秋葉工事事務所		所 長
北工事事務所		所 長
西蒲工事事務所		所 長

別表第 2（第 2 条関係）

専門部会

所 属 名	専門部会	
技術管理室	部会長	室長補佐
計画整備課		課長補佐
管路課		課長補佐
給水装置課		課長補佐
浄水課		課長補佐
浄水課 青山浄水場		場 長
浄水課 信濃川浄水場		場 長
浄水課 阿賀野川浄水場		場 長
浄水課 満願寺浄水場		場 長
浄水課 戸頭浄水場		場 長
浄水課 巻浄水場		場 長
中央工事事務所		所長補佐
秋葉工事事務所		所長補佐
北工事事務所		所長補佐
西蒲工事事務所		所長補佐